

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成30年7月20日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 高田松原商業開発協同組合

イ 陸前高田再開発株式会社

ウ 株式会社ツルハ

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 アバッセたかた 陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業地内KC29街区

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

イ 大規模小売店舗を設置する者の住所

(4) 変更の年月日 平成29年4月27日

(5) 変更の理由 本店の移転及び名称の確定

2 届出年月日 平成30年7月6日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び陸前高田市役所